

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 9月25日

さいたま市長

清水 石人

さいたま市規則第90号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成１３年さいたま市規則第２２５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

[illegible]

--	--

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。